

越谷市手数料条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(手数料の不還付)</p> <p>第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、別表第3項第5号ア及びイ、同項第6号ア及びイ、同項第8号ア及びイ並びに<u>同項第9号ウ及びエ</u>に定める手数料については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定が行われなかったときは、その一部を還付することができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 条文略</p> <p>2 衛生手数料</p> <p>(1) 条文略</p> <p> }</p> <p>(22) 条文略</p> <p>(23) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)関係</p> <p> ア 条文略</p> <p> }</p> | <p>(手数料の不還付)</p> <p>第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、別表第3項第5号ア及びイ、同項第6号ア及びイ、同項第8号ア及びイ並びに<u>同項第9号ア及びイ</u>に定める手数料については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定が行われなかったときは、その一部を還付することができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>1 条文略</p> <p>2 衛生手数料</p> <p>(1) 条文略</p> <p> }</p> <p>(22) 条文略</p> <p>(23) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)関係</p> <p> ア 条文略</p> <p> }</p> |

ウ 条文略

エ 第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料 120,000円

オ 第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業者合併等承認申請手数料 120,000円

カ 第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査

汚染土壌処理業相続承認申請手数料 120,000円

(24) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)関係

ア 条文略

イ

ク 条文略

ケ 第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

破砕業変更許可申請手数料 67,000円

コ 条文略

3 土木手数料

ウ 条文略

(24) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)関係

ア 条文略

イ

ク 条文略

ケ 第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査

破砕業変更許可申請手数料 75,000円

コ 条文略

3 土木手数料

(1) 建築基準法関係

ア 条文略

イ

ソ 条文略

タ 第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円

チ 条文略

ツ 条文略

テ 第53条第4項又は第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査

建築物の建蔽率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料 33,000円

ト 条文略

(1) 建築基準法関係

ア 条文略

イ

ソ 条文略

タ 第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書又は第12項ただし書(第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査

用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円

チ 条文略

ツ 条文略

テ 第53条第4項又は第5項第3号の規定に基づく建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可の申請に対する審査

建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外等に係る許可申請手数料 33,000円

ト 条文略

）

ヒ 条文略

フ 第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査

高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

ヘ 条文略

ホ 条文略

マ 第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建蔽率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

ミ 条文略

）

ヤ 条文略

ユ 第68条の5の6の規定に基づく建築物の建蔽率の特例の

）

ヒ 条文略

フ 第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査

高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円

ヘ 条文略

ホ 条文略

マ 第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

ミ 条文略

）

ヤ 条文略

ユ 第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の

認定の申請に対する審査

地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定

申請手数料 27,000円

ヨ 条文略

}

あ 条文略

い 第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

う 条文略

}

お 条文略

(2) 条文略

}

(10) 条文略

4 消防手数料

の認定の申請に対する審査

地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の特例認

定申請手数料 27,000円

ヨ 条文略

}

あ 条文略

い 第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査

一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円

う 条文略

}

お 条文略

(2) 条文略

}

(10) 条文略

4 消防手数料

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)関係

ア 条文略

イ 条文略

ウ 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

貯蔵所設置許可申請手数料

(ア) 条文略

(イ) 条文略

(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 570,000円

(エ) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((オ)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((オ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

| |
|--|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの |
|--|

| |
|-----------------|
| <u>880,000円</u> |
|-----------------|

(1) 消防法(昭和23年法律第186号)関係

ア 条文略

イ 条文略

ウ 第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

貯蔵所設置許可申請手数料

(ア) 条文略

(イ) 条文略

(ウ) 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 530,000円

(エ) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((オ)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所((オ)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

| |
|--|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの |
|--|

| |
|-----------------|
| <u>830,000円</u> |
|-----------------|

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | <u>1,070,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | <u>1,200,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | <u>1,520,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | <u>1,780,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>4,070,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>5,340,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>6,490,000円</u> |

(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | <u>1,180,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | <u>1,410,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | <u>1,580,000円</u> |

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | <u>1,010,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | <u>1,120,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | <u>1,420,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | <u>1,660,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>3,880,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>5,100,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>6,290,000円</u> |

(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | <u>1,130,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | <u>1,340,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | <u>1,500,000円</u> |

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | <u>1,940,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | <u>2,260,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>4,550,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>5,820,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>7,070,000円</u> |

(カ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

| | |
|--|--------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの | <u>5,930,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの | <u>7,470,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの | <u>10,900,000円</u> |

(キ) 条文略

}

(シ) 条文略

エ 条文略

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | <u>1,830,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | <u>2,140,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>4,350,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>5,570,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>6,770,000円</u> |

(カ) 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所

| | |
|--|--------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの | <u>5,750,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの | <u>7,250,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの | <u>10,700,000円</u> |

(キ) 条文略

}

(シ) 条文略

エ 条文略

セ 条文略

ソ 第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査
設置許可に係る完成検査前検査手数料

- (ア) 条文略
- (イ) 条文略
- (ウ) 基礎・地盤検査

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>420,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>560,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>730,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>960,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,090,000円</u> |

セ 条文略

ソ 第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査
設置許可に係る完成検査前検査手数料

- (ア) 条文略
- (イ) 条文略
- (ウ) 基礎・地盤検査

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>410,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>540,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>700,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>920,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,040,000円</u> |

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,660,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,900,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>2,120,000円</u> |

(エ) 溶接部検査

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>530,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>680,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,030,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,410,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,780,000円</u> |

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,600,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,820,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>2,030,000円</u> |

(エ) 溶接部検査

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>490,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>630,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>990,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,310,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>1,720,000円</u> |

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>3,430,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,190,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,800,000円</u> |

(オ) 岩盤タンク検査

| | |
|--|--------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 | <u>9,320,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 | <u>12,600,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 | <u>17,300,000円</u> |

タ 条文略

チ 第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査

保安検査手数料

(ア) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>3,320,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,060,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 | <u>4,650,000円</u> |

(オ) 岩盤タンク検査

| | |
|--|--------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 | <u>9,100,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 | <u>12,400,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 | <u>17,000,000円</u> |

タ 条文略

チ 第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査

保安検査手数料

(ア) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | <u>320,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | <u>460,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | <u>750,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | <u>1,020,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | <u>1,300,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>3,150,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>3,870,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>4,460,000円</u> |

(イ) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>2,690,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの | <u>3,230,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの | <u>4,830,000円</u> |

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの | <u>310,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの | <u>430,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの | <u>720,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの | <u>960,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの | <u>1,210,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満のもの | <u>2,950,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>3,620,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの | <u>4,170,000円</u> |

(イ) 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所

| | |
|--|-------------------|
| 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの | <u>2,660,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの | <u>3,190,000円</u> |
| 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの | <u>4,790,000円</u> |

(ウ) 条文略

(2) 条文略

5 条文略

(ウ) 条文略

(2) 条文略

5 条文略